

1 処分を受けた税理士

氏 名： 戸越 一成

登録番号： 第109610号

2 処分の内容

令和3年1月7日から1年5月の税理士業務の停止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 信用失墜行為（自己脱税）

被処分者は、自己が代表者であったA社の法人税の確定申告において架空の経費を計上し、さらに、売上の一部を除外することにより、所得金額を圧縮して申告した。

また、これに伴い、同社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税及び地方消費税額を圧縮して申告した。